

大臣官房技術調査課施工企画室、国土地理院相互に確認済み

(問合せ内容)

ICT施工における「起工測量」や「出来形管理」の測量が公共測量に該当するのか

- 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)令和8年3月版に沿った手法で実施される起工測量や出来形管理で行う測量は、下記②に記される地形測量に該当する。
- 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)令和8年3月版では(図上における平面位置の誤差とは別物の)計測精度を定めているのみなので、この他に図上における平面位置の誤差を設定していない場合、基本的に下記③を満たす。
- さらに下記①に該当しない場合、公共測量に該当しない



(測量法解釈)

- ① 起工測量、出来形管理で得た測量の成果を公共測量に使用する場合には、測量法第32条が、「公共測量は、基本測量又は 公共測量の測量成果に基づいて実施しなければならない。」と定めていることから、当該測量を公共測量として実施する必要がある。

【①に該当しない場合】

- ② ICT施工における起工測量や出来形管理で行う測量については、数値地形図データや三次元点群データ等を作成している場合、国土地理院が定める「作業規程の準則」第3編、第4編における「地形測量」に当たることから、測量法施行令第1条第1項第4号二及び第5号二の「地形測量」とも一致するものとする。
- ③ 3次元計測技術を用いた出来形管理において計測精度が定められているのみで、図上における平面位置の誤差の許容限度が設定されていない場合、又は測量法施行令第1条第1項第5号二に掲げる数値(地形測量又は平面測量にあつては、図上における平面位置の誤差が二ミリメートル)より小さい数値を設定していない場合には、測量法施行令第1条に該当するため、測量法第5条の規定から公共測量に該当しないと考える。